

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

1 日時 平成24年12月10日（月）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

荒谷明治（地），岩谷直子（家），浦野真美子（地），長秀之（地家），佐藤恵子（地家），沢森順子（家），高木勝己（家）高橋麻規子（家），竹中司郎（地家），田渕大輔（地家），林博美（地），三浦祐一（地家）

(2) 説明者

地裁事務局長，家裁事務局長，地裁事務局次長，家裁事務局次長，刑事首席書記官，刑事次席書記官，家裁首席書記官，次席家裁調査官

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 委員の異動関係説明

(4) 新委員の紹介（敬称略）

荒谷明治，佐藤恵子，高木勝己

(5) 委員長代理指名（家庭裁判所委員会規則第6条3項）

委員長は，家庭裁判所委員会の委員長代理として高木勝己委員を指名した。

(6) 裁判員裁判用法廷（1号法廷）及び評議室見学並びに施設説明

(7) 協議テーマ

「裁判員裁判の現状について」

「家事事件手続法の概要」

(8) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

- 「裁判員裁判の現状について」説明
- 裁判員等のアンケート結果について、自白事件と否認事件での分かりやすさの違いを見ていくと、否認事件が分かりにくく、特に弁護人の説明が理解できなかったという回答が多かったと思われる。その点について補足説明していただきたい。
- 否認事件では、事件の内容、証拠の複雑さなどの違いによって分かりやすさに違いが出るものと考えられる。
- 裁判官や検察官については、弁護人のようなアンケート結果になっていない理由は何か。
- ◎ 様々な理由があると考えられるが、刑事裁判では、検察官は、被告人が犯罪事実を行ったという主張をして、それに沿う立証を行う。一方、弁護人は、被告人の主張を聴き、否認している場合は、検察官が主張している犯罪事実を行っていないという主張や立証を行うことになる。そして、裁判所は双方の主張、立証を理解して判断するという立場である。これら法曹三者の役割の違いから裁判員にとって分かりやすさに違いが出ることも考えられる。裁判官と裁判員は、判断するために十分な事件の理解が必要となり、裁判官が整理をして、裁判員が十分理解できるよう説明しているため、裁判官の説明は分かりやすいという評価となるものと思われる。
- 性犯罪の裁判員裁判事件の場合、被害者のプライバシーを守る配慮から被害者の住所地や職場の近くの裁判員候補者を除く扱いをしていると思われるが、そのような配慮はどのようにになっているのか。
- 実務の運用としては、被害者の住所地や職場の近くの裁判員候補者を一律に除くという扱いとはしていない。一般的に犯罪被害者への配慮については、検察官から被害者等に説明が行われ、被害者等から検察官を通して裁判所に申し出てもらうことになる。
- 被害者のプライバシーへの配慮はどの段階で行われるのか。

- 公判前整理手続において被害者への配慮が検討されるため、その前に検察官から裁判所に対して被害者等の意向が書面で示される。裁判員選任手続期日の前には配慮に関する決定がされて、裁判員候補者には被害者の名前を伏して事案の内容を説明することとしている。
- 裁判員候補者の生活圏が被害者の生活圏に近くないかを確認するため、裁判員選任手続における質問事項にその内容を入れている。
- 裁判員のアンケート結果では、分かりやすさが年々低下しているとのことだが、それはなぜか。
- ◎ 先ほどの裁判所からの説明では、今回のアンケートの分析では書面に頼った審理が増えていることが分かりにくい原因の一つではないかとのことである。被告人や証人の捜査段階の取調べは供述調書として残されているが、この書面を法廷で取り調べる際には、検察官がそれを朗読し、このようなことを捜査段階で話しているということを報告することになる。裁判員は、これを基にして有罪無罪を考えることになるが、こうした書面を朗読するやり方と、被告人や証人から直接話を聞くのと、どちらが分かりやすいかということになれば、供述調書の朗読に頼る機会が多いと、それだけ分かりにくいという意見になる。また、証拠調べ前の検察官と弁護人のそれぞれの冒頭陳述は、書面により行われているが、これに盛りだくさんの記載がされることで分かりにくくなっているのではないかとの指摘もある。検察官、弁護士それぞれ事情があると思われるが、それぞれの利点、欠点を総合的に考えて、一番分かりやすい審理はどのようにあるべきかを検討していくことになる。

これらの解決に向けて青森では裁判員裁判検討会を聞き、裁判官、検察官及び弁護士が議論を交わしている。

- 裁判員裁判検討会は、検察庁、裁判所、弁護士会から各1名が幹事となり、実際に裁判員裁判において取り扱った事案のうち、検察官と弁護人の

活動の中で改善に結びつきそうなテーマをピックアップして検討している。そこでの話題の一つとして、被告人の責任能力の有無が問題となり精神鑑定を行った事案において、鑑定内容を分かりやすく理解してもらうために検察官が鑑定書を朗読するのではなく、専門用語の説明を直接法廷でしてもらうように、鑑定を担当した診断医に口頭で解説してもらった事例が紹介され、情報が共有された。

- 裁判員のアンケートの結果からすれば裁判員に選任される前はいろいろな心配があったが、裁判員裁判を経験した後は大部分の方が満足しているとのアンケート結果だった。

裁判員裁判ではないが、ストーカー行為の被疑者に対する逮捕状執行の際、被害者の住所が明らかとなり、それもあって被害者が殺害されるという事件が発生した。裁判員裁判においても、裁判員保護の観点から裁判員のプライバシーには配慮してほしい。

- 裁判員のプライバシーの点については、これまで同様十分に配慮していきたい。
- ◎ 裁判員裁判に参加する場合、裁判員として参加しやすい環境になっているかどうかについて、委員の皆様から御意見をいただきたい。

- 私の所属団体の業務は年中無休で、社員は交代制で休みを取っている。社員が裁判員裁判に参加するとなれば、勤務のシフト変更が必要となり、それは私の部署でも分かることになる。当社においては、これまでのところ裁判員に選ばれた社員はいないようだが、選任手続段階で辞退している場合には把握できない。今後、社員にどのように裁判員裁判を理解させていくかは現在検討中である。

- 私が所属する団体でも、職員が裁判員として裁判員裁判に参加したという報告は聞いていない。私が所属する団体は、社会的貢献を優先する態勢となっていることから、職員が参加できる環境は十分整備されているもの

と考えている。

- 就業規則には裁判員裁判に関する規定はないが、公選法の権利行使では有給休暇で対応することになっている。裁判員裁判においてもこれに準じて対応することとしている。
- 配布資料中の男女別の参加状況を見ると、全人口からすれば女性の方が多いのにも、男性の参加が女性よりも10パーセント以上多い。職業も勤めている方が多く、専業主婦は少ない。辞退理由に何か傾向があるのか分析し、男女の参加に差が出ないような対応を考えるとともに、何らかの事情が参加するためのハードルとなっているのであれば、辞退理由なども分析していくべきと考える。
- 「家事事件手続法の概略」について説明
- 非開示希望申出については肉体的な暴力だけでなく精神的な虐待でも認められるようにしてほしい。
- 非開示希望申出に際しては、申立書に具体的な理由を記載してもらうことになるが、申立人から事情を聴くなどして柔軟に対応していきたい。
- ◎ 次回委員会での協議テーマについて御意見をいただきたい。
- 裁判員裁判は制度施行から3年が経過し、制度の見直しを行う時期となっている。見直しに関する情報を委員会において提供してもらいたい。
- 他の管内の地裁委員会では、裁判員裁判の理解のため模擬評議を行ったと聴いている。
- 労働審判や調停事件の動向など、最近の民事紛争の解決に関する取組について説明したい。また、少年再非行防止に向けた指導育成に関する取組についても説明したい。

(9) 次回開催期日

平成25年7月11日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(10) 閉会